

大分大学入学者選抜実施規程

平成23年9月21日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学（以下「本学」という。）における第2条に規定する入学者選抜の実施に関し必要な事項を定める。

(入学者選抜)

第2条 この規程で対象とする本学の入学者選抜は、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）及び本学学部が実施する学力検査、面接、小論文、実技検査等（以下「本学が実施する入試」という。）とする。

2 本学が実施する入試は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般選抜

ア 前期日程

イ 後期日程

(2) 特別選抜

ア 総合型選抜

イ 学校推薦型選抜

ウ 帰国生徒選抜

エ 社会人選抜

オ 私費外国人留学生選抜

(3) 編入学試験

ア 第2年次編入学試験

イ 第3年次編入学試験

(入試問題作成委員等)

第3条 前条第2項各号に定める入試区分毎に入試問題の作成、採点等を行うため、問題作成・校正委員、採点委員、問題チェック委員、査読委員、面接委員及び判定データチェック委員（以下「各委員」という。）を置く。

2 第1項に規定する委員のうち問題作成・校正委員は、原則として、問題チェック委員及び査読委員を兼ねることはできない。

3 各委員は、学部長の推薦に基づき、学長が任命する。

4 各委員の任期は、発令日から当該年度末までとし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 第1項に規定する委員は、次表に掲げる業務を行う。

委員	業務内容
問題作成・校正委員	本学及び学部のアドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜の基本方針に沿って入試問題を作成するとともに校正を担当

	する。
問題チェック委員	作成された入試問題の妥当性と正解の有効性の確認を担当する。
査読委員	入試問題及び解答用紙の表現方法，誤字，脱字の有無など文章表現の適格性の確認を担当する。
面接委員	評価基準に基づいた個人，集団面接等の実施及び採点を担当する。
採点委員	教科・科目等の採点基準等に基づき，採点を担当する。
判定データチェック委員	学部の入学試験成績の電算処理及び判定資料の作成等を担当する。

(科目責任者)

第4条 前条に定める問題作成・校正委員のうちから，各学部の教科・科目ごとに科目責任者（以下「責任者」という。）を置く。ただし，同一の教科・科目の試験問題の作成及び採点等を学部間で合同して行う場合は，同一の教科・科目ごとの責任者を一人とすることができる。

(科目責任者連絡会)

第5条 科目責任者連絡会は，一般選抜の入試問題作成に係る事項の調整を図るため，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長（以下「副学長」という。）
- (2) 各教科・科目の責任者（面接，実技検査及び作品審査の責任者は除く。）
- (3) その他副学長が必要と認める者

2 科目責任者連絡会に関し必要な事項は，別に定める。

(共通テストの実施)

第6条 共通テストを円滑に実施するため，本学に試験実施本部を，各学部に試験場本部を置く。

2 共通テストの実施体制は，次条及び別図のとおりとする。

(共通テストの実施体制)

第7条 実施本部長は学長をもって充て，共通テストの実施に関する業務を総括する。

2 実施副本部長は副学長，アドミッションセンター長及び学生支援部長をもって充て，実施本部長を補佐する。

3 実施本部要員は，実施副本部長のうち副学長が指名する者をもって充て，実施本部における共通テストの実施に関し必要な業務を行う。

4 各学部の試験場本部長は，当該学部の学部長をもって充て，当該試験場における共通テストの実施に関する業務を総括する。

5 各学部の試験監督責任者及び試験場事務責任者は，当該学部の試験場本部長が指名する者をもって充て，共通テストの実施に関し試験場本部長を補佐する。

6 各学部の試験監督者、試験場本部要員及び連絡員は、当該学部の試験場本部長が指名する者をもって充て、共通テストの実施に関し必要な業務を行う。ただし、当該学部において試験監督者及び連絡員に不足が生じた場合は、試験場本部長は、実施本部長に派遣を依頼することができる。

(共通テストの問題仕分け)

第8条 共通テストの問題冊子及び解答用紙の仕分けは、実施副本部長のうち副学長が指名する事務局及び各学部職員をもって充てる。

(その他共通テストに関すること)

第9条 その他共通テストに関して必要な事項は、別に定める。

(本学が実施する入試の実施)

第10条 本学が実施する入試を円滑に実施するため、本学に試験実施本部を、各学部に試験場本部を置く。

2 本学が実施する入試の実施体制は、次条及び別図のとおりとする。

(本学が実施する入試の実施体制)

第11条 実施本部長は学長をもって充て、本学が実施する入試の実施に関する業務を総括する。

2 実施副本部長は副学長、アドミッションセンター長及び学生支援部長をもって充て、実施本部長を補佐する。

3 実施本部要員は、実施副本部長のうち副学長が指名する者をもって充て、実施本部における本学が実施する入試の実施に関し必要な業務を行う。

4 試験場本部長は、当該学部の学部長をもって充て、当該試験場における本学が実施する入試の実施に関する業務を総括する。

5 各学部の試験監督責任者及び試験場事務責任者は、当該学部の試験場本部長が指名する者をもって充て、試験場本部長を補佐する。

6 各学部の試験監督者、試験場本部要員及び連絡員は、当該学部の試験場本部長が指名する者をもって充て、本学が実施する入試の実施に関し必要な業務を行う。ただし、当該学部において試験監督者及び連絡員に不足が生じた場合は、試験場本部長は、実施本部長に派遣を依頼することができる。

(その他本学が実施する入試に関すること)

第12条 その他本学が実施する入試に関して必要な事項は、別に定める。

(その他委員会)

第13条 各学部は、本学が実施する入試のため必要な場合には、委員会を設置することができる。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、各学部が別に定める。

(事務)

第14条 入学者選抜に関する事務は、学生支援部入試課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成23年規程第57号)

この規程は、平成23年9月21日から施行する。

附 則 (平成28年規程第16号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第37号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第22号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第41号)

この規程は、令和2年5月25日から施行する。

附 則 (令和3年規程第6号)

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第27号)

この規程は、令和3年7月16日から施行する。

附 則 (令和4年規程第67号)

この規程は、令和4年5月31日から施行する。

附 則 (令和5年規程第49号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

共通テスト及び本学が実施する入試実施体制

